（別紙）

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領の一部を改正する実施要領新旧対照表（傍線部分は改正部分）

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領（20190709中第3号）

改　正　後	現　行
中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領	中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領
１．中小企業防災・減災投資促進税制の概要及び措置内容	１．中小企業防災・減災投資促進税制の概要及び措置内容
・中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）は、中小企業が自然災害等に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号。以下「税法」という。）第１１条の３及び第４４条の２において措置されている。	・中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）は、中小企業が自然災害等に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号。以下「税法」という。）第１１条の３及び第４４条の２において措置された。
・青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第２１号）の施行の日（令和元年７月１６日）から令和９年３月３１日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号。以下「法」という。）第５６条第１項又は法第５８条第１項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後１年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る法第５６条第１項に規定する事業継続力強化計画又は法第５８条第１項に規定する連携事業継続力強化計画（法第５７条第１項又は法第５９条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却１６％の税制措置を受けることができる。	・青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第２１号）の施行の日（令和元年７月１６日）から令和７年３月３１日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号。以下「法」という。）第５６条第１項又は法第５８条第１項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後１年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る法第５６条第１項に規定する事業継続力強化計画又は法第５８条第１項に規定する連携事業継続力強化計画（法第５７条第１項又は法第５９条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却１８％（令和７年４月１日以後に取得等をする対象設備は特別償却１６％）の税制措置を受けることができる。
２．適用対象者	２．適用対象者
［略］	［略］
３．適用対象期間及び適用手続きの手順	３．適用対象期間及び適用手続きの手順
［略］	［略］
４．対象設備	４．対象設備
［略］	［略］
・ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①から③までのいずれかに該当する設備は対象外とする。	・ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①から③のいずれかに 該当する設備は対象外とする。
［略］	［略］
【対象設備の種類等】	【対象設備の種類等】
対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則（平成１１年通商産業省令第７４号）第２９条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。	対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則（平成１１年通商産業省令第７４号）第２９条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。
減価償却資産の種類　｜　対象となるものの用途又は細目	減価償却資産の種類　｜　対象となるものの用途又は細目

（別紙）

機械及び装置 （１００万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品 （３０万円以上）	全ての設備
建物附属設備 （６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

［略］

以上

機械及び装置 （１００万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品 （３０万円以上）	自然災害：全ての設備
	感染症：サーモグラフィ装置 （これと同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
建物附属設備 （６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

［略］

以上